

特記仕様書

この特記仕様書は、次の業務に適用する。

業務番号 令和元年度 加整委 第3号-2

業務名 加太開発整備事業（3号用地）詳細設計業務

1 業務の目的

本業務は、コスモパーク加太3号用地売却に伴う管理用通路確保のための詳細設計並びに小段水路老朽化に伴う小段水路やり替えのための詳細設計及び4号用地売却に向けての水路付け替えのための詳細設計と管理用通路確保のための管理用通路詳細設計を行うことを目的とする。

2 業務の場所

和歌山県和歌山市加太地内（別添図面参照）

3 遵守法令等

- ・都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）
- ・都市計画法施行令（昭和44年6月13日政令第158号）
- ・都市計画法施行規則（昭和44年8月25日建設省令第49号）
- ・宅地造成等規制法（昭和36年11月7日法律第92号）
- ・宅地造成等規制法施行令（昭和37年1月30日政令第16号）
- ・宅地造成等規制法施行規則（昭和37年2月20日建設省令第3号）
- ・宅地造成等規制法の施行にあたっての留意事項について
(国総民発第7号 平成13年5月24日)
- ・開発行為と宅地造成に関する工事申請の手引き
(和歌山市 平成31年4月1日 改訂版)
- ・その他関係法令等

4 留意事項

- ・打合せについては、業務全般を遂行するために必要な回数を計上している。
- ・関係機関との協議回数は打合せ回数には計上していないが、協議に必要な図面等の準備には協力すること。
- ・設計条件は、土地購入者側の意向に沿う必要があるため、設計段階での条件変更に対しては、誠意を持って柔軟かつ迅速な対応を行うこと。
- ・土地購入者側との調整には時間を要することが予測されるが、当方が別途定める目標期日までに設計を完成させること。
- ・3号用地管理用通路詳細設計は、別途実施した設計を基本に進めること。
- ・4号用地の管理用通路法線決定に際しては、次の条件も考慮すること。
 - ①売却地を最大限確保
 - ②付替水路が設置出来る場所を確保
- ・業務期間中に新たな誘致企業から設計に関する条件が示された場合には、誠意を持って柔軟かつ迅速な対応を行うこと。
- ・成果品については、和歌山県電子納品運用ガイドラインに基づくものとする。
- ・上記以外の事項については、土木設計業務等共通仕様書（和歌山県国土整備部）に準じる。